

14. 1イ-25



1200601120336

行刊回一月每

島根縣勸業雜報

第二號

始



例　言

此の冊子は勸業に關する諸說方法通信其の他の事項を登載して毎月一回之を刷出し廣く當業者の參照に供するものとす故に内外を問へず今古を論せず雜採汎錄すれば瑕瑜の互見するを免れ難し事の可否の如きは覽者之を取捨せよ
凡何人を問はす勸業上利弊得喪に關し見る所あらば通報を寄せ以て採輯の料に資せよ但當さに奇文彫章は主とする所にあらずして行文平夷解し易きを尙ふことを知るへし
凡通信は原文に従ふと節略刪正するとは一に編者の意に在り又時としては意見を附することあるへし
此の冊子中特に氏名を掲ぐるものは其の人一己の意見に止る説の可否は編者之を保せず

島根縣勸業雜報第二號

申告第百十九號

明治十六年七月一日

告示

本縣甲告第百六十號告示本縣勸業展覽場規則中來
第二條第一條觀客ハ先ツノ下通券賣捌所ニ於テ通券ヲ求メル
十三字及陳列場入日ニ於テノ下之ヲ監守ニ示シノ七字ヲ削リ
通券ヲ受取リノ六字ヲ挿入シ但書滿五歲云々ノ全文ヲ削リ
券料ヲ要セヌト改ム

第二條削除以下每條操上ク

第六條原第七條但書借覽ノ時間ハノ下開場時限ト同様タルヘシト
アルヲ監守人ノ指揮ニ從フヘシト改ム

本則中「勸業課出張所」トアル「出張所」ノ三字ヲ削ル

右告示候事

明治十七年六月廿七日

島根縣令藤川爲親

○

左ノ勤儉論ハ余カ客年ノ夏歸省ノ際親ク農家ノ實況ヲ祝テ起草セシモノニシテ其ノ事ト共ニ稍舊稿ニ屬スト雖今之チ本縣下ノ農家ニ照スニ亦其ノ情況ヲ同ウスルモノアルカ如シ掲ケテ以テ一粲ニ供ス 課員 藤岡直藏 農家ノ勤儉ヲ論ス

勤儉ハ經濟法ノ要訣ニシテ人勤メテ儉ナレハ則富ミ情リテ奢ハ則貧シ古今内外家ニ盛衰ノ別アリ國ニ強弱ノ差アルモノ皆此ノ原則ニ出テス勤勉ノ至緊ニシテ儉約ノ至要ナル實ニ如此豈慎マサルヘケンヤ謹ミテ惟ミルニ我神聖ナル

天皇陛下ハ夙ニ寂慮ヲ勤儉ニ注カセラレ明治十二年降スニ冗費ヲ省キ簡實ニ就キ民生ヲ厚クシ事業ヲ勤ムヘキノ詔ヲ以テセラル臣民タルモノ孰カ此ノ仁恩ニ感セサルモノアランヤ

昔時農家ノ勤且儉ナル朝ニ星ヲ戴キ夕ニ月ヲ踏ミ寒耕熱耰常ニ粗衣ヲ衣麌食ヲ食ヒ以テ其ノ分ニ安セシカ時事一變外交開ケシ以來人心頓ニ輕浮ニ走リ虛飾ノ風先づ都會ニ發リテ漸次僻鄉ニ及ヒ適米價ノ騰貴ニ際シ一時餘財ヲ囊底ニ得テヨリ自己ノ分限ヲ忘レ忽奢侈ノ念ヲ生シ墓笠ハ變シテ絹傘トナリ草鞋ヘ化シテ革靴トナリ綿布ハ絹布トナリ麥飯ハ米飯トナリ濁醪清酒ト易リ澁茶煎茶ト換ル等大ニ生計ノ度ヲ進メタルコモ拘ハラス彼ノ稼穡ノ本業ハ反リテ大ニ怠慢ニ流レタルノ實アリ而シテ私ニ謂^ヲ裏今日噬臍及フナキノ悔アラントハ嗚呼物產既ニ開ケ智識既ニ進ミ然後生計ノ度ノ上達スルハ當然ノ順序ニシテ是ソ寔ニ開明ノ良風ナルヘシト雖苟モ然ラズ物產未開ケズ智識未進マズ而シテ獨生計ノミ遠進スルモノハ是唯皮相ノ開化ノミ真ノ開明ニハアラサルナリ譬ハ今甲乙二家アリ各

一千圓ツヽノ歳入アリ衣食ニ要スル歳出亦各五百圓ツヽト仮定シ甲家ヘ勤勉ノ功ヲ積ミテ歳入二千圓ニ増加シ隨ヒテ衣食ニ要スル歳出サ一千圓ニ増加セハ全ク五百圓丈生計ノ度ヲ進メタルモノニシテ他人富家ト美ミ智者ト賞セソ之ニ反シ乙家ノ歳入ハ依然一千圓ニ止リナカラ衣食ノミ甲家ト比肩シ怠慢ノ風却リテ之ニ加バリ歳出頻ニ増シテ歳入隨ヒテ減セハ他人貧家ト訛リ愚者ト笑フノ理ハ三尺ノ童子モ尙能ク之ヲ知フソ而シテ今農家ハ殆、之ニ類スルモノアルハ何ソヤ余ノ最解セサル所ナリ宜乎一朝米價ノ下落ニ遭ヒテ農家ノ困難日ニ月ニ甚キト聞クカ如キハ納稅ノ義務ステ果ス克ハサルモノアリト蓋其ノ原因タル別ニ一個ノ止ムチ得サルモノアリト雖抑亦一時ノ暴富ニ乘レテ奢侈ニ流レタルノ反動ハ忽大ニ購買力ヲ市場ニ減シタルノ影響モ其ノ中ニ居ルヘシ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ農家今日ノ困難ハ自招キタルモノ其ノ半コ在ト評セソモ敢テ不當ニアラサルナリ

憶フニ農家ハ前車ノ覆ルヲ見テ今ヨリ本業ニ勤勉シ舊ヒテ衰運ノ挽回ヲ圖ルナラント雖習慣ノ去リ難キハ人情ノ常ナリ况ヤ一旦口美味ニ饜キ身輕衣ニ温リタルノ習慣ハ容易ニ破リ難キ方ヤ故ニ余ハ斷シテ言ハント斯其ノ破り難キヲ破リ以テ非常ノ節約チナスニ非レハ今日ノ困難得テ免ル可ラストスノ言ヘハキテ余バ徒ニ守錢奴タルヲ望ムモノニ非ヌ又永ク低度ノ生計ニ甘スルチ欲スルモノニモ非ヌ啻ニ之ヲ望ミ之ヲ甘セサルノミナラス冗費チ省キ簡實ヲ主トシ專資金ヲ營業上ニ活用シ大ハ道路港灣ノ修築學校病院建設ノ事小ハ山林ノ栽培水產ノ保護種藝收蓄養護製絲ノ業ニ至ルマテ開利殖益ノ實皆舉リテ然後智識ト共ニ生計ノ度ヲ進メソノ余カ希望モ止マサル所ナリ是蓋勤儉ノ本義ニシテ亦以テ明治昭代ノ民タルニ背カサラン歎聊感スル所アリデ之ヲ草ス

稻兩郡とも生育充分にして虫害等の絶ゆて聞かざる所なり
大麻之播種以來氣候の不順なるも拘はらず能く繁茂し是亦
虫害なしといふ

春蠶孵化以來氣候不順なりしも幸に害状なく發育し各地とも
近年無比の豊作なり

夏蠶二三眠の期よりふまで連日の陰霖にて自然生育充分なら
さる如一

柞蠶本年始て兩郡試養したり其の景況と聞くに仁多郡ふ於
てと龜嵩町村と第一と一三成、三所村之に亞く而して此の各地よ
て飼養せる蠶之凡三百万頭より下らす其の他彼より三十萬此より五十
萬と處々飼養せると以て一郡内總計は殆測る可らざる程ふ達せ
り大原郡各村の飼養高も亦萬と以て算する程の景況なり然れど
も收穫の豐肥如何ハ未知る可らず右ハハづれも創起の事業なれ
て勉て詳況を搜索し重て報道する所あるヘ

○安濃磨郡勸業通信委員報

麥雹霰及暴風の災害を被ふりしも客月廿日頃より氣候溫和よ
復し大よ回勢す就中客年旱害と被ふりたる田面より播種せしもの
之概して豊作を得たり依りて前年より平均凡ニ割を増加すへ
一而して六月初旬頃より全三十日頃より刈收を終れり

插秧六月上旬より始め下旬ふ終れり

蠶兒發生以來強壯ふ一て六月上旬より下旬まで全く成繭す」
漁事本年ハ甚漁獲少く沿海村浦より之大よ憂ひしか六月一日
以來鰯及大數漁等續々あり

寒暖計ハ六月中正午五十九度より八十一度の間と昇降す

稻植付后氣候不順なるか故ふ生長遲緩ふ一て出來立細小なり
加ふるゝ所々泥虫發生して多少の害と爲す等より平年より比す
れ之成育宜からず

○仁多郡農絲原權造報

大廳 播種以後氣候不順成長充分ならざれども莖幹小直且虫害なく目今の景状みてハ中作の見込なり
藍播種後氣候の不順にも拘之らず相應に繁茂且虫害なし天蠶 本年ハ印度種の天蠶ヒ飼養するもの多し然れども養法の未熟なると氣候の不順なるふ由りて十中八九之失敗せり氣候 小暑より大暑に至る華氏寒暖計八十二三度より八十六七度の間を昇降せり

○

鹿足郡勸業通信委員報

春蠶 不作よて昨年に比ハ凡ニ割て減したるか如し生絲之坐標五粒附上等ニ圓七拾錢許ムして桑葉之平均四錢五厘許なりし生絲共進會津和野市中有志蠶例年の如く七月廿四日より廿八日まで森村ふ於て該共進會を開設したり出品之三十種許ふ及び糸の綵方仕立方等客年ム比すれど多少の進歩を視る不日褒賞授與式を執行する由

夏蠶 も亦上作よりあらすといふ稻作ハ初降雨水鬱煩熱蒸すか如くなりけれハ種々の病を生せり然れども此の頃ふ至り天氣好良毛上大ム挽回せるも間く萎黃病あり殊々客年旱害に罹り一田面ハ大概此の病ありと云ふ又郡内各所螟虫の害を被ふるものあり寺田、商人、澗、柳の四ヶ村ハ其の害多く寺田村ム凡一段歩之四割商人村ム拾坪許ハ殆枯損柳村ム一畝歩溪村ム二畝歩之各三割の害あり依りて驅除法を懇示したり大麻、楮、櫛 春來氣候好く即今の摸様みて之れも十分の出来立なり
稻作 七月上旬頃サモリ虫方言發生の村々あり直ム驅除火と焼却して之ヒム從事セ一際恰好一兩三回の驟雨ありて洗除一幸ム害と被ふるよ至らざりし其の後萎黃病を發一遠田村の如き其の甚きものなり概況左の如ト

○ 美濃郡勸業通信委員報

稻作付總段別凡百廿九町歩

内五十一町六段步「イモ」見積但三步通ハ蘇生なり難い所

内譯

七町七段七畝步

早稻仕付の分
被害場所

八拾町歩

中稻仕付の分
被害場所

内三十四町三段歩

晚稻仕付の分
被害場所

三拾八町二段三畝步

右「イモナ」「ナカサシ」の起原の種々あるへーと雖該村の如きの客年旱害よて土地十分ふ乾固一秧苗之枯死一土中の肥料存在せ一ふ

本年又肥料を施し乾土と碎き播秧せ一なれど田土ハ恰壁土の如く爲ふ土中の蒸發氣と閉塞一外氣亦滲透すること能ハス遂に此

よ至り一もの歟試に石灰と撒布せ一も效更にな一

米價上中下平均五圓三十錢許なり

○仁多郡横田町第十三回農談會筆記

幹事長

(岡崎健藏)

某地方よ於てハ水田へ鯉魚を飼養し以て其の利と收

む而して之と飼養するとき一と田中の虫類と喰盡して害と除

ふ然るふ或人曰く水田へ鯉魚と放つて害ありて利なし何となり

き一と稻根を輕搖して苗勢と健固ならむる等大に益ありとい

ふ然るふ或人曰く水田へ鯉魚と放つて害ありて利なし何となり

りと二説孰か確實なりや利害得失を問ふ

十七番

(太郎絲原猪)

水田よて鯉魚と飼養せんと欲せ必水を充分と貯

へさる可らず然るときハ草取手入の妨となり且太陽の温氣透入するほど少く隨ひて土壤の融和を妨げ秋收の量と減せ一むるものとす

七番

(武藤六郎兵衛)

余之年々水田よて鯉魚を飼養せり然るふ之がため未

稻の收穫と穫少したることなし

十六番(眞田榮)十七番の説の如一水田へ養水を貯ふること固より度あり若シ養鯉のためよ過度の水を貯ふるとき之稻の勢分を耗り收穫充全ならず

廿番(三島啓造)年來實驗して其の得失を考ふるよ一窪の田よ廿尾乃至三十尾の小鯉と飼養するに敢て害なけれども數多飼養するとき必田中の養料物と喰ひ稻苗の衰頽と來すへ故よ之と飼養せんと欲せぬよろしく適度を量り以て害と被ふらざる様なすへ
廿二番(安部四郎傳)十七番及十六番の説と同感なり

廿三番(春田徳藏)余熟考ふるよ水田養鯉の事たる多くの手數と資力と要せず農業の餘利寛は大なりと云ふべし然れども利害相伴ふハ數の免れざる所よして即前數説の起る由縁なり併之と下田ふ飼養すれば收穫を減じ得る處失ふ處を償之と雖轉して肥分多き上田所謂稻の出来過くる田よて飼養するとき其の餘れる肥分を喰奪せらるゝが故に却りて稻苗の養料宜きふ適ひ彼此兩全

の結果を得るや必せり之に依りて之と觀れば地味の善惡と肥料の過不及と量り以て飼養せんこと肝要なり

(幹事長)某地方よ釐てれ水田の二番草と探るとき至輕の中打鋤と以て苗間を搔撲す之と本都ふ行ふの利害得失如何
(廿三番)既よ苗と移植し二番草を拔採るとき至輕の中打鋤と以て苗株の間を搔くその他なし完畑地よ於て麥間を打つと同理にして土壤と和らげ苗根として自在に延長し易からしめんが爲なり斯くすれば充分養料と吸收して勢力を増し多量の收穫を得然れども間誤りて其の根を切斷することあり宜く注意すべきなり

二番(渡部兵衛)廿三番と同感なり

(幹事長)今や菜類播種の季より方り豫め害虫の防禦と爲さるゑ可らず良法ありや
十五番(堀江助之)害虫の種類多くして樓指追あらすと雖就中害の最多きれ金龜子なり之と防禦するよて春雪稍消ぬとき畑地一

画は薬を敷き暖和の候と待つへ一時已ふ暖和の候ふ至れど地中
み潜伏したる虫盡く薬下ふ集るものなり此の時周囲より火を放
ちて藁を焚けり十の八九に焼死するなり

十二番(白根村助)金龜子を豫防するより冬季蔬菜を抜取りたる後直ふ
穀皮むくと烟の處々へ一二升つゝ積置くとき該虫寒氣と避けんと
急々穀皮の中ふ羣集す之を搔取り火中ふ投して焼殺すへ一若シ期
節と誤るときも盡く地中に潜伏して容易に捕殺すへからず如此
場合ふ至りて之十五番説の如くなすへ

(十七番)金龜子と防ぐ之前説の如く一可なり而一セカガ「虫」ア
マコ虫と防ぐより尿水一荷モリ石炭油三合と和し虫の羣集せる處
に灌注すべし虫之立ところよ死シテ或い盡く去りて再來らす但如
此するも決して植物の害よならぬなり

○

左の一編之山形縣最上郡長朝北奈泰吉氏か其の驛廳に上申

せーものなりとて全縣勸業月報に載錄せられたり今其の全文を抜記して讀者に示さんとす

挿木問答

夫れ山林植樹の社會に要用なるは論と俟たす今にして之と忽諸
にすれば數十年の後言ふへわらさるの困難に至るは昭々とて
懸鏡見る如一泰吉赴任爾來縷々説示に及びたる通にて當最上
郡は植樹適當の地位なれば本郡第一の急務と思考せり然るに義
に各村に於ても奮ひて植樹の方と興一已に檜苗七十一萬本余と
當春より植付の儀願出たり泰吉に於ても欣悦に堪へざるなり抑
郡下土地の廣闊なる各村に對してハ七十余萬本の植樹は誠に些
少にして未満足の點に至らす然りと雖今一時に苗木と四方に求
むるも又貧民の資力に堪ゆる處にあらざるは豫て思想する處な
れとも若此の機と失一荏苒経過せば貧なる者は益_シ貧一是何の時
か樹木繁殖の道なからんと深く痛歎の至なり嘗て聞く鹿兒島縣

に於て年來杉樹の挿木法ありて到る處山林蕃盛なりと又方今に至り諸縣に於ても此の方法逐時普及して其の效ありしやに聞く依りて當郡に於ても右杉の挿木法を用ひて當春より適宜の地に於て各自盡力奮發して挿植せば幾歲ならずして山野林立繁茂蔚蒼の美を見るに至らん故に今般拙者より折田縣令に挿木法の傳授と請ひしに縣令に於ても拙者か山林蕃殖の目的を深く嘉納せられ且人民の鴻益と厚く洞察され特に該法よ老練なる新原七等屬と派遣せしめられたり依りて本日各々と召集する所になり各ふ於ても一ハ縣令の厚志を謝し次ハ拙者か微志と翼賛せられ各自の幸福と後年に得んことを謀り各遺す所なく質問し右杉木挿植法を傳習し各自歸村の上期節に至り各自着手するは勿論村内有志者に附き汎く教授し盛み挿植あらんことを希望す

第一 挿木の季節は如何

答 鹿兒島地方に於て舊曆十二月中より伐採し正月乃至り挿

- 木に掛るを方とす當地方は寒地なれば消雪の候と待ちて挿付るを好とす
 第二 杉に老若あり其の何れと可とするや
 答 親木は十二三年より三十年までの若木にて天光の陽氣と受け最壯康なる枝木を見立へ
 第三 挿木伐取の仕様如何
 答 初二三年のものにて其の三年生の枝五六分乃至一二寸とかけ伐取り成るへく真直の枝と見立へ其の季節は芽出上の含まさる前に則當最上郡本年は四月一日より全十日頃迄の内伐集然るへし
 第四 挿枝拵様及取扱様如何

前記述へたる通三年生五六分乃至一二寸をかけたる杉枝と元五六寸の間小枝と去り繁茂せる枝は適宜見計ひ拵とす元と斜に伐り殺さ皮のたくれざる様致すへ其

の取扱方は五十本乃至百本ヒ一束となす元を揃ひ中繩
よて是を結ひ直に水に温一置くへー其の水漬の時間は
凡二週間なるへーと雖右以上に浸一置くも決して妨け
なー

但元五六寸を水に浸一水は成るへく流水清ヒ好とす
然れども水田に浸一置くも妨けなー

第五 答 挿場は如何なる土地ヒ好とするや
山の低地又は卑濕にあらさる土地にして稍溫氣ヒ含を
好とす然れども卑燥にて樹木生育せざる程の地又は
水潤せる程の濕地は惡きものとす

第六 答 挿場は前方に刈拂置くへきや
小柴草蔓刈拂ひたる場所又は燒拂ひたる場所には最好
ヒと雖多分の挿木ヒ要するときは手數ヒ省ん爲挿木に
障らざる様小柴草蔓の類のみ刈拂ふも妨けなー

第七 答 挿穴の明け様は如何
鉄棒或は木棒ヒ以て七八寸の穴ヒあけそれに下枝の
差込むを好とすかよる程迄差込み尤風雨のためヒ挿木
の動かさる様注意すへし

第八 答 挿木ヒ何程の距離ヒ致すへきや
凡四尺四方ヒ定法とす

第九 答 插後の保護法如何

初年より三ヶ年間下草ヒ刈取挿木成育の障ヒならざる
様致すへー追々成長ヒ隨ひ根刈ヒ止むるヒ適宜たるヘ
ー初年より十五年乃至二十年ヒ至れど樹木繁茂盛木滋
滞するに據り一本置ふも害なし拔伐すへー
但樹木の枝ヒ伐落す之甚惡ヒとす落葉枝ヒ天然ヒ任
すへー

第十 挿木ヒ一日一名ヒ何程挿むヒ定法とするや

答 土地の便否喰易ふ據ると雖善良の地なれど太略左の如

枝伐取並に拵ひ共
捕木
但穴明人及挿人之あるとき此二人みて二千本位之
出来るものとす

○成繭解舒法(官報) 係羣馬縣報告

印度產柞蠶也近年各地ふ於て飼育者多しと雖成繭解舒の困難な
一日繰縫の量僅々二十匁ふ過ぎず故も是迄各府縣ふ於て種々
試験を行ひ其の結果之日本農會報告其の他も記載あると以て本
縣ふ於ても其の方法ふ基き實施したれとも其の方法たる多く之
糞水も薬品も配伍するものなると以て却りて絲質も軟和に爲
繰縫と困難ならしめ未だ充分の好果を得ざりき然るも管下新田郡
阿佐美村農林山久平なる者原來數拾町歩の山林と所有し去る明

治十五年より柞蠶飼養に従事一爾來年々拾万粒餘の繭を收穫し
之を種繭として四方に販賣し隨ひて頗其の繰縫法に苦慮種々
試験の末今回解舒の簡易法を發明せり其の試験法左の如く
一株繭を木葉小枝も附着せし儘採集し清水にて煮ふこと凡二時
間に一て小枝を取り徐々に振ふときは之より絲縷を得之を更に
白湯に投入繰縫すること桑繭に同しく解舒も殆桑繭と異なるこ
となし
一繭の量は上等工女なれば一日十時間就業一繭四升乃至五升
繭量は四十匁乃至五十匁を得べ一
一繭解舒の難易は第一煮加減の適度を得るに在り故も先繭質の
厚薄と選擇一之と煮る方より一鍋一齊なるを要す而して古繭の
上等品なれど二時間と適度とす下等繭及新繭の其の品等も據り
適宜時間と減縮すべし

○葛蔓苧の製造(徳島縣勸業報告)

福岡縣下筑前國夜總郡の地方にて葛蔓を以て苧と製造するを毎年五月より七月の際まで其の方法ハ先づ其の葛蔓を刈採し凡長さ五尺餘み切斷し且二折みて其の中央を括り之を籠ふ盛りて蒸すこと一時間を経て取揚け而して又皮と剥き之と日光に乾燥せしめ又水を釜み投入し是を浸して扱くものなり然るときハ表皮粗惡の部分を全く除却せられ精皮のみを存す之と竹竿に掛けて再び日光ふ乾燥し後紡績の手續を遂けて絲車にて精製すといふ聞く所より依れハ此の製苧捻絲拾貫匁賣買代價凡拾五圓八拾四錢内外なりと

○ 煙草の作法（全上）

鹿児島縣煙草の栽培法を曰く肥料と油粕と以て需用なりとするハ各地何れも同様みて實は煙草の特效肥料といふべきなりゆへふ早く油粕の肥料と用ふれど病の將み發せんとする之鎮靜すべく病みて將ふ枯んとするものハ治活すへ一又曰く多く油粕を用

ふれハ瘠地ふも亦名葉と生一若シ油粕を奢むとき之名所ふも亦下品と産すへ一と
梅雨最多く一て宜久一けれど苗葉腐りて根も亦傷むこと多一此の時よりよろしく朝露の未散落せざるより先ちて礬灰と撒布すべく然るとき之其の患と免るものなりとの説あり又この患と防ぐより肥後の地方にて之煤或之煤薑と施し備中の地方にて蕪麥の葉芽と肥料とすといふ

陸前國遠田郡の某ハ菖蒲及艾と水ふ漬けおき薔薇花と忍冬花と混合一又別ふ百合花杉井よ松の嫩葉と細剉したるものと麻子の煎して摺りつふ一他の焼酎粕と水みて解きたるものより加入して煙草作の調和肥料となたりしよ葉色香味共よ良しきと得たり露國メルナヤン村民か培養の方法ハ煙草の種實之と袋ふ入れ毎朝温湯と注きて數日氣温の中或は暖窓の上ふ載せおきて後萌芽の期を待ちて蒔付くるなりと又其の花蕾の如きものと皆之と撮

除して尙再生するものゝ更々撮除と怠らざると眞とす殊々其の香の馥郁なると培養の如何と關するか故ふ淡輕の煙草と喫せんと欲せと其の末葉二枚と花と共に採取一而して全葉刈取の時よりて之を混合すべしといふ

○家禽コレラの豫防

家禽コレラ病より生ずる損失ハ一州毎年數百弗より廿萬弗の間ふ在り北米合衆國全体より取りて之千萬弗より多からざるべしと雖或ハ毎年一千五百萬乃至二千萬弗昇るやも知るべからず此の病芽ハ消食器よりて組織内に入れる大低食料と一緒に入るなり或之が病禽の排泄物の爲傳染源漫れ或は死禽の皮肉等より感染病芽を缺くとき之絶て家禽感染の虞あるべからず近隣コレラの發する事あれハ飼禽主と好く羣禽と檢閲して病者あれハ直之を取除くべし而して飼養家屋も屋床も水八ガロン又硫酸八方

ンス」を混和せる豫防剤と以て洗滌すべし感染してより久しき經たる家屋にハ此の剤を撒きて悉く屋材と飽充せしめ又床地をも然すへ一其の費用ハ頗少小なるものなり

○甘藍蟲

華氏百三十度の熱湯と甘藍と溉きて能く其の蟲と燻すの功あり此の湯と蒸露入るときに滾沸居るも蒸露より之を溉き出すとき之冷下して甘藍葉上ふ落るなり若此かため外部の葉爛ることあるも甘藍の心より生長するものなれど左程の害なしとす

○殺虫用石油及石鹼

從來農務省構内地よりて樹木、植物と惱ます昆虫を斃殺する石油と以てすれ如何の試験を屢々營めり往者ふれ石油と暫時の間除澄乳乾酪と製しと振盪して濃汁と爲し清水と以て之を稀釋して其の用又供せしか近來の試験みて通常の棒石鹼も鯨油石鹼も

此の石油濃汁と製するに用ふ可きことを知れり左の處方之樹園丁も花園丁も用ひて贏利あり

石油二「ガロン」

通常石鹼又て鯨油石鹼半磅

水一「ガロン」

石鹼と鎔し其の熱沸せるものと石油と洗き此の混和物と力壓唧筒と「スプレー、ノズル」を用ひて五分乃至十分間振攪すべし振攪充分なるときは澄乳様の物と成す此の物冷却すれば濃厚と爲り油相なくして玻璃面に粘着す施用するよと先づ此の物の一分を冷水九分と混すへと上より掲げたる處方の乳様物三「ガロン」と生するなり石油の分量へ上のと稀釋すれば洗滌物三十「ガロン」と生するなり石油の分量へ上の處方ふ記するよりも増加するも必危険ならず害虫の類よりてハ或ハ之より強烈なるものを要することあり博士ハーバード氏この處方と創めたる人なるが宜く製造一宜く

稀釋したる石油は其の醫功殆完全にして節虫と殲すには他の殺虫剤より效驗あり且凡草木の皮膚内に入りて害虫を殺すはとの他の薬剤か草木に及ぼす害よりも此の剤の害たるや微なりとす此の洗滌剤の稀釋したるものハ一「ガロン」一錢五厘可りより多からず殲殺の功と全うするには巨樹にすら十錢より以上と費せは則足れり

○家禽の糞

博士ジエルカ君は英國王黨農事協會の農藝化學家なり家禽の糞成就きて言ふて曰家禽の糞と應用するに最廉最良の法は之を乾燥草木灰等と混して堆積糞と爲すに在り此の般の乾燥せる土質物の二倍の量と混和するときは直に充分乾燥せる粉狀の物となり容易に漫撒すべく又播種機もて蒔くべし且庭園の蔬菜に施して好一燕青、胡蘿蔔、泰菜の如き需根作物にハ之と粉壘し過磷酸石灰の同量と混して一「エーカ」五百磅の割もて種子と與に播すべし余

の判定に據れば此れと土質物と混して堆積糞と爲すにハ決一て
生石灰と雜ふ可らす何となれハ生石灰は安母尼亞と遊離する
以て多く之飛散一去るへければなり之又反してこれと煙煤と混
するとき之只々害なきのみならず更に益ありとす煙煤なきとき
次の良法とも云ふへきハ墨土を焼き別に少量の過磷酸石灰と夾
入すへ一然るときハ磷酸中の遊離酸ハ能く安母尼亞の迸發を抑
遏するなり燒聖二分と過磷酸石灰一分と混し置け之生鮮なる離
糞と合して其の剩多の水分を吸收するの用と爲す以て容易ム其
れと一て乾涸鬆放ならむるなり此の燒聖と磷酸の混和物一分
と三分の生糞と和一數日間庇蔭して一二度攪拌上下一後之を
過すとときハ一「エーカ」六百乃至八百磅の割もて施して頗偉效あ
る物質となるなり

○家禽糞用法如何

某貴顯の一園丁「マーク・レーン、エックス・ブルス」誌ふ書と寄せて曰禽

糞を園庭又用ふる又尋常の肥料と混して土中又埋むるよりハ
之を表肥と爲す又如かす此の法を農場又施すも量額の鉅ならさ
る以上ハ太差違なし若用量瑣小なるとき之を陳樽又入れ水を
溉きて樽内又充つるを以て最儉の法とす一周の間時々振盪され
ハ其の後直に其の用に供すへし春夏の際作物生長しなからも
其の生長強速ならざる時を眞とす此の物一「マック」ハ三十「ガロン」の
水と混する又足る斯く製するときハ世又復之より好き肥料あり
やと疑へるゝかりなり其の操作疾速又して功能も極めて較著
なるか尤葡萄、果樹、灌木、蔬菜、花樹花草等の肥培を要するもの又用
ひて善し

以上四件ハ「ニューランド、フーマ」新聞より鈔譯せしもの
又して研農會の報告又見たり抄錄して讀者又示す

○蠶蛆豫防法(官報 係農商務省報告)

蛆害を豫防するハ養蠶家の急務なるか之を施すの法ハ先其の發

育慣習を詳々するより古來養蠶家ハ之を以て大患と爲さる
みハあらざるも養蠶又伴ふ固有の害毒の如く看做し或ハ蠶蛾變
して蛆又化し或ハ蒼蠅之を蠶又產附するなりと想像するのみ
て其の發育及慣習を精究し之か豫防法を發見するものあるを聞
かす曩又内務省舊勸業寮又於て七等出仕佐々木長淳三ヶ年の歲
月を費して蛆の因由を研究するあり今回駒場農學校助教佐々木
忠次郎之が試験を爲し其の發生棲息の状況を發見するあり因り
て今忠次郎の考案したる豫防法と佐々木長淳の考査せし豫防法
とを斟酌し以て養蠶家の参考又供す

第一蠶兒の寄生蛆を豫防するより固より桑葉を精査し其の裏
面又蠶卵の產附せざるものと與ふれハ寄生するの憂なしと雖
實際之を施行すること能ハす要するよ蠶をして卵子を桑葉又
產附せさらしむるより他よ策なかるへし因りて思ふよ始め桑
を植うるとき各株の間相密接せざる様注意し專空氣の流通を

宜くすへし

第二蠶兒と飼ふよ濕地の桑と以てすれハ蛆害多く乾地の桑を
以てすれハ蛆害少き所以のものハ產卵せんとするの蠶ハ自濕
地を好みて乾地を好まざるの特性あるよ由れり其の好まざる
所以のものハ卵子を乾燥地又產付されハ自乾燥して死し易く
湿氣と受くれハ發育し易きと以てなり故ニ桑ハ陰鬱なる場所
に植うへからず又森林雜草の間又雜植すべからず又泡溝の邊
く感ハ四面廣豁又して風の流通宜しき土地と最善しとす
第三桑を蠶兒又へんとする時ハ桑園の片隅より切取らすし
て毎株兩三條を切取り枝條の繁茂せざる様注意すへし蓋一株
を三四回又切採れハ空氣の流通自宜く蠶ハ卵子を產付するこ
と尠かるへし又早桑晚桑の二株と選み之を一畦つゝ相交へて
植付け蠶兒發生の期至れハ先早桑より切採り隨ひて晚桑に

及せハ桑樹の間空氣の流通宜く蠅ハ卵子を產付すること渺か
るへし

第四蠅兒ム幼桑の葉を與ふれハ蛆を寄生すること渺く老桑の
葉若くハ肥料に乏しき桑葉を與ふれハ蛆を寄生すること多し
然る所以のものハ桑の盛衰よ關することあれハなり蓋幼桑の
枝條ハ皆能く成長し每結節(結節)とい條の葉を生する所を云ふ
の間舒暢して葉々相隔り能く大氣よ觸れ稍乾燥するを以て蠅
ハ之よ産卵するを好まず縱令産卵するも乾燥の爲よ生氣を失
するよ至る又老桑ハ土中より養液を吸收するの力自乏しく且
爲よ衰弱して枝條を生するも結節の間近く桑葉密接して空
氣の流通隨ひて惡し又日光を遮ること多く産卵よ適するを以
て蛆害多しとす故よ老木ハ可成之を伐除き更よ植うるよ幼桑
を以てすへし又蠅を飼育したる後更よ萌出したる桑葉よて夏
蠅を飼育する時ハ翌年よ至りて桑樹衰弱するを以て蠅の產卵

ミ適す依りて夏蠅ハ勿論秋蠅と雖之ヒ養ふことなきにハ如か
す

第五蠅兒四眠前後及繭を營まんとする時「シタカ」「ウミコ」若く
ハ「ザザイ」に類似せるものあるハ大約蛆の寄生よ因るものなれ
ハ盡之ヒ採集めて器物に入れ灰水或ハ鹽水を灌き蠅と共に殺
すへし若之を地上よ放棄することあらハ翌年よ至りて蠅よ化
し産卵するの患あり

第六五六月の頃に至れハ蠅ハ桑園若くハ其の近傍の濕地よ飛
遊し或ハ桑葉よ宿するものなり目撲するよ隨ひ宜く之ヒ捕殺
すへし蓋一疋の雌蠅ハ卵子六千顆以上よ産出するものなり
第七「クハコ」等よも同種の蛆ヒ寄生することあり(他蟲よも必寄
生すること許多あるへし)故よ仮令蠅兒蠅蛹の蛆ヒ殺盡すも之
と以て他の蛆害よ防禦すること能ハざる可し依りて「クハコ」ハ
勿論其の他刺毛類よ寄生するものを見ハ直よ之を捕殺するヒ

緊要とす

第八蠶兒と飼育する際し屢々籠と掃除清潔とし蠶矢と取棄て切々注意して之を乾燥すれば蛆害自妙かるへし

○牝雞產卵法

牝雞をして毎日產卵せしむるより凡親雞一羽お與ふる食物日々平均米一合位の割合とせざるへからず且三四日毎と焼き乾したる小魚等を與へて充分と肥すへし然すれば卵と産むこと大概八九顆乃至十二三顆を得へし而して其の終と卵殻の細き方と細き栗粒の如きぶつゝあると生するものなり斯の如き卵と産むよ至るとき最早產仕舞ふと推察し其の頃よ至る前と獸肉若くり鳥肉と大概豆の大さ程よして一羽と就き二粒位つゝ二日程も與ふへし(決て多く與ふへからず多く與ふるときハ狂雞となる)然るときハ一兩日も產卵と休めて復産み始むる者なり

○雑件

○縣下出雲國仁多郡大谷村絲原權造石見國安濃郡川合村岩谷九十老の両人ハ積年志を殖産興益の事と傾け成績著明の廉と以て今回褒賞を賜ひたり褒賞之記ハ左の如し

日本帝國褒賞之記

島根縣下出雲國仁多郡大谷村

絲原權造

○平素德誼ニ篤ク多年開墾修路興學救荒等ニ盡力レ就中心チ農事改良ニ用ヒ或ハ農桑試驗場ヲ設ケ以テ苗種ヲ選擇シ貞種ヲ郡内ニ播施シ或ハ之カ展觀場ヲ開キ郡民ヲ勤奨シ用意周到爲メニ問郡ノ公益ヲ興スニ至ル其成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

日本帝國褒賞之記

島根縣下石見國安濃郡川合村

平素與益ノ志厚ク多努力ヲ殖産ニ用ヒ就中明治初年ノ頃藍桑ノ裨益ヲ覺リ率先桑樹ヲ試植シ苗種ヲ村民ニ分施シ養蠶製絲ノ業ヲ傳習セシメ爲メニ今日蠶絲ノ盛ニ見ルニ至ル其他捐金シア貧窶ヲ賑恤シ灌漑ヲ疏通スル等其成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

○仁多大原郡役所ニ於てハ郡役所と各町村役場との間又勸業通信規則を設けし旨該郡長より届出たり依リテ之ヲ左ニ掲く

勸業通信規則

第一條 勸業ニ關スル事件ハ本則ニ依リ郡役所へ通信スヘシ 第二條 通信ヲ分テ月報臨時報ノ二種トス 第三條 月報トハ毎一月ノ事實ヲ東シ其月滿日限報スルモノヲ云フ其概目左ノ如シ
一 農產物ノ景況 二 開墾牧畜ノ景況 三 藻蠶製絲ノ景況 四 水產

物景況 五 遊林殖樹ノ景況 六 工業ノ景況 七 製產物ノ景況
八 商業及ヒ市場ノ景況 九 物價高低ノ景況 十 金融ノ景況
十一 物貨輸出入ノ景況 十二 有功者(古今ノ人ヲ問ハス)又ハ篤志者並ニ事蹟及履歴 十三 發明及ヒ改良ノ成蹟 十四 會社協會組合等ノ景況 及ヒ其規約書 十五 集談會ノ景況 及ヒ談話ノ要旨
十六 著述報告書等ノ題名 及ヒ其要旨 十七 農事試驗係試驗物
景況 本第四條臨時報トハ事ヲ重大又ハ急劇ニ係ルモノヲ云フ其概目左ノ如シ
一 天災地變 二 虫害 三 家畜傳染病 四 物價劇動
形若クハ見本等ヲ添ヘ數量比例歩合等ニ係ルモノハ圖畫寫眞離テ地方慣用ノ稱呼アルモノ及ヒ方言等ハ解説ヲ加フヘシ
一 第六條通信ハ成ヘク平易ノ文字ヲ用ヒ物名數量歩合等ニシテ
條勸業上質問ヲ要スル事件アレハ其事由ヲ詳記シテ郡役所へ質問スヘシ

○隱岐國海士郡に於て勸業委員を設置し左の選舉規則及處務順序を定めたり

勸業委員選舉規則

第一條 勸業委員選舉ノ區域ヘ本郡中各役場聯合スヘキ。第二條 勸業委員ハ六人ヲ以テ定員トス。第三條 該員ハ俸給ナシ尤會日ハ日當ヲ協議費ヨリ支給スヘキ。(但日當ハ一日金五十錢トス)第四條 勸業委員トナルヘキ者ハ滿廿五年以上ノ男子ニシテ本郡内本籍住居ヲ定メ其村内ニ於テ相當農工商事ニ慣レ且財産アル者ニ限ルヘン。第五條 勸業委員ヲ選舉スルハ聯合村會議員ニ限ルヘン。第六條 選舉投票ハ當日其豫定ノ場所ニ於テ戸長ハ選舉担当シ投票會中ノ取締ヲナス。第七條 投票終ルノ後戸長ハ選舉人ノ中二名ヲ撰ミ披封セシメ當選人ノ當否ヲ査シ若シ第四條ニ定メタル法ニ不適當ナル者ト認メタル時ハ順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ取ル。第八條 當選者ヲ查定スルノ後戸長ハ其族籍氏名ヲ

郡長ニ報告シ郡長ヨリ當選狀ヲ交付スル件ハ當選者受書ヲ差出スヘシ。

勸業委員處務手續

第一條 農商工事ノ開進ヲ計畫シ及ヒ勸業上縣令郡長ヨリ指揮アル所ノ事務又ハ戸長ヨリ協議ノ事務ヲ處辨スル爲メ毎月十五日其事務所ヘ出勤スヘキ。第二條 該委員中幹事一名ヲ撰ミ公用文書及出納ノ事ヲ處掌セシムヘキ。第三條 縣令郡長ヨリ指揮アル件又ハ戸長ヨリ協議アル件其他臨時集談ヲ要スル件ハ幹事ヨリ各員ヘ通知スヘキ。○石見國邑智郡川本村ヨリ有志者集合し毎年二回開會諸般の利害得失を研究し將來產業の隆盛を圖る。といふ今回全回幹事總代丸久太郎より規則を添へ届出たり該會ハ起產協會と稱せり。○害虫の驅除ハ常に農家の困苦する所にして彼の薬水又ハ油杯を用ひて驅除せんとするも既に發生蔓延の日に於てハ容易く效

を奏せざるのみならず或の費用を要するかたり動すれり拋擲して害を後年に遺すもの少からず素より虫属によりて自異なるところあれハ一概に言ひ難けれども成るへくハ煩勞を咨ます捕殺するに如くハなし本年石見國邇摩郡上村に椿象發生し漸々瀕蔓の摸様あり種々の驅除法を施すも效なし因りて協議の上該村勸業費を以て虫を買入るゝを決し老幼男女を集め拾取よ着手せしか二日間み拾ひたる虫ハ六升餘みて其の買入代價ハ一合付三銭又ハ四銭なりといふ當務者の用意至れりと云ふへし○石見國鹿足郡津和野み於て山田正英等發起生絲共進會を五日間全地よ開けり但該會の費用等の都合もあれハ別に規則を設くる等のことをせず出品するものあれハ飼養の日數桑の量虫の名絲の留り目方粒付の多少用水の地名等を聞き取りて書面となし観客の参考よ供へ審査も養法及產額を論せず一ふ絲質の精粗を判別し相當の賞典をなすのみみて偏よ製絲の改良を簡便よ促す

の趣超なり尤手取絲の出品を許さざれども座操絲よも勝るへき品ハ之を許せり又出品ハ相當代價を以て該會へ買入るゝ筈なり○こゝよ錄する一條是日耳曼織物の近況と題「日本蠶絲協會報告」よ掲けあるを拔抄一て實業家の参考よ供するものなりさて日耳曼の各織絹場ハ皆内國用並ふ輸出用品と織製すること頗盛大にして佛國及瑞西と競争せり現に該業の行ひるゝ各地に在る技術學校ハ極めて其の裨益あるの証を示せり而して該業日新進歩の直接の大原因たる右學校の摸様報告のため此の程里昂商法會議所より數名の委員を各地に派出したり日耳曼織物の景況ハ獨絹織物よ止らす大に將來よ望よ屬すへき状勢ありと雖仍其の方法を修正する所なくんハ充分に之と發達一適當の地位よ占ることと得ざるへー如何となれハ現今よ於けるか如く製造人等ハ其の有限の資金を以て工場器具及製造原料の費ふ使用せざるへからざるのみならず其の製造の品ハ之と信

用貸にて賣渡し殆ト銀行同様の有様にてハ決して進歩となすことを覺束なし加之製造人之専其の長所の事業のみを守らす類似の業之何事よりらす之を營み兎角本業外に馳るの弊ありて今日之幾尺幾量の白金巾を織れハ明日之又其の機械を轉用して錦襷若く其他の物と織る坏彼れも此れも共々堅質のものと製出すること能ハざるなり

且又製造人之大抵同時ニ織工、染工、及仕上師の職と兼行一面して其の製造品之信用貸にて賣渡すにより製造用の原料も亦信用借みて買入れざるへからず(是ハ仕入費と増すに等^{ハシ})又ハ銀行に倚りて金融と謀(是と出來上りたる製造物の價額と増すヘ)らざるへからざるニ至る

若日耳曼の織物業に於て諸工各其の長所の業に從事すること定め紡工之只線絲を紡き染工は專其の本業と事とし製造人ハ單に一品と造るときは各工皆現今の振合に於るよりも多分の仕事

となすよ至るへきこと明瞭なり

問屋の業は内外商品の諸注文と集め各自の長所と擇ひて夫々製造人と使用するニ在り其の賃銀支拂の方法を言へば紡工は現品引替にて製造人より代金と受取り製造人は製品の代金と毎週に受取り染工及仕上師も即金ふて問屋よりの注文ものを仕送け又問屋は買手と對し代金と立替へ買手と於ては其の物貨を他へ賣まことに盡したる諸手數並み立替へたる出金と對して相當の報酬を問屋ふ拂ふことなり

専ラ物と作り代金引替にて製品を賣渡すときハ製造人ハ銀行融通の便を要せず又己の要する製造用原料を即金にて購買すれば較廉價みて之と入手すると得又各自の長所と守りて心力と一方ふ歸し決して他望せされハ其の製造高と増す隨ひて良品と愈々廉價と賣渡すことと得ヘ

英國の商業の勞作と資本と分業して一之專^ヲ工作又從事一之專^ヲ資金を投する又依り規摸甚盛大を致せり此の兩者互に結合して勵となすにより世界の各市場に多少之かためふ制せらる而して兩者結合の利益あると毫も競争の力と害せすして高賃と勞作人ふ拂ひ得るの實地景況又就て明知する足るへし
○頃日醤油味噌ハ追々海外又輸出すへき歸向ありしか尙^ホ聞く所云へり元來本品^の輸出と始めたるもの東京濱町の醤油會社ふえ據れ之日本醤油の精選したる品ハ大ニ歐米人の口腹^ニ適すと云へり元來本品^の輸出と始めたるもの東京濱町の醤油會社ふて一昨年杯々隨分數多く輸出せしと云ふか同年の末^ニ至りて横濱の商人串田氏^が溜り醤油の極上等品^を見本として少々輸出^ス昨年之更^ニ樽入^スして猶澤山の見本^を送りたる處其の甲斐ありて本年ふ至り陸續注文あれ^ハ過日來全民之該品^を輸出せし由然る^ニ今商標條例の布告もあり^シお付全氏^ハ此の商標^を願出て一層盛^ニ販路^を擴めんと計畫中なりとそ倂又外國へ輸出する醤油

ハ其の種類も多數あることなるか醤油會社より輸出する品^を通常の上等品みて串田氏^ハ溜り醤油の上なりと又千葉縣下々總國東葛飾郡流山村之從來味噌^を製造して之^を各地へ賣捌^シ一か昨年の春以來支那^{にて}日本製の味噌^を食用^フ供する趣^ムて追々輸出高も嵩みたるより今般同地有志者の發起^{シテ}清國人五名^と組合金廿万圓の資本を備へ府下本所林町三町目^ふ味噌製造所^を設立^シ盛^ニ之^を製造^シ專^ヲ清國へ輸出する都合なるよ^リ尤清國の味噌^と稱するもの^と納豆の類^ふて本邦製^と之^が異なると經濟雜誌^{より}見ゆたり
○さてく油斷^ハなりませぬ日進の業^を恐^{しき}ものあります我國の機屋さんなとぞ少し御氣^を附けなされませ此の頃米國より歸朝したる人の齎^らいたる報道中ふ米國ニヨーゼリセー州の機家^{にて}之我木綿織^を摸したる機^を仕掛け頃日頻^ム織上^け中に當秋頃迄に之續々積出すとの由なるか其の縞柄^{なとも}何とも

申様なき品ふにて原價を問へれ一反九仙上りなりとれ何と驚き入
りたる事てれありませんか一反の原價か米金九仙なれり之より船
貨輸入税其の他の諸入費か掛るとするも桑港より横濱より至る船
貨と一噸二十五弗と見積り一反の量目を百目と見れハ一反の船
貨之九仙又輸入税とても一反三仙内外なるへく其の他の諸入費
を概算二仙とせと一反廿三仙みて横濱着となる割合なりされ之
洋銀相場と一圓九錢と一我か紙幣と直せハ廿五錢七厘みて三割
の利益を見るも尙^ホ三十二錢よ賣捌くを得へく殊々縞柄なども何
とも申されぬと云へ萬一其の中よ大名、西川、胡麻ガラ、小持縞、方
筋等の品もありて一反三十錢位て上等品と賣出されなハ新規と
好むの人情と云ひ一よ其の價も安けれハ我國の木綿物捌け口
レ磕と止まり皆争ひて米國產と裁するよ至るへしこれも同雜
誌又見ゆたり縣下織工からす油斷することなかれ
○牝雞一羽の有する卵の數ハ凡六百以上よして初一年ハ二十、
之を殺すを好しとすといふ

○七月 中本課記事

- 野中景德ハ本課々長と命ぜらる
- 留守永秀ハ本課當務係兼農工商係勤務を申付けられたり
- 前田厚好ハ依願官林巡視人差免さる
- 松山健雄ハ官林巡視人申付けらる
- 等外三等出仕吉田小次郎ハ邇摩安濃郡書記ふ任せらる
- 御用係檜山六三郎ハ依願職務差免さる
- 山本光敏中山謙市の兩人ハ出張の處各歸應せり

○各郡勸業通信委員並農事試験係人名

○通信委員

島根秋山本鋤次郎
全

能義郡和田米太郎	邑智郡高橋廣江	左右田良人	二意
全大仁原多稻田戒三	全中村守丘事那賀郡增田齡造	全鹿足郡中田勝治佐田讓造	宮門部知井山本秀太郎
全飯石郡高橋愛五郎	全村尾亭太郎森山白十郎	全美濃郡山田永彌	子字
全安邇濃摩郡原長雄	全繪出雲門循森井豐之介	全鹿足郡中田勝治中村健次	村本鄉
○試驗係	周吉穩地士知夫郡吉岡倭文磨	全內村靜根	新瀬義郡秦莊右衛門
西島持田根三代藏四郎	海下秋佐鹿田郡福岡良三郎	大仁阿用下分村阿井村	大仁新瀬谷多村
波全吉飯大全	大仁阿用下分村阿井村	新大宮原谷多村	富出雲久縫村
多田石東	多村三原庄十郎	大仁宮原谷多村	多脩義郡長岡豐太郎
村郡町郡田郡木村柳四郎	村郡櫻井三郎右衛門	大仁村郡永瀬市右衛門	宮門部知井山本秀太郎
酒全渡全川邑模美	村郡三原庄十郎	大仁村郡永瀬市右衛門	富出雲久縫村
小全渡全川邑模美	村郡櫻井三郎右衛門	大仁村郡永瀬市右衛門	多脩義郡長岡豐太郎
日全酒全川邑模美	村郡三原庄十郎	大仁村郡永瀬市右衛門	宮門部知井山本秀太郎
七全中全中鹿奧全入全日全酒全小全渡全川邑模美	村郡九孝	大仁村郡永瀬市右衛門	富出雲久縫村
日市山川曾足山戶貫谷田本智月濃	村郡九孝	大仁村郡永瀬市右衛門	多脩義郡長岡豐太郎
村郡竹岸中田松原末太郎	村郡清水文二郎	大仁村郡永瀬市右衛門	宮門部知井山本秀太郎
内安二郎桑原孫次郎	村郡福間鉄十郎	大仁村郡永瀬市右衛門	富出雲久縫村
二郎雅助	村郡松浦信一郎	大仁村郡永瀬市右衛門	多脩義郡長岡豐太郎
二郎太	村郡清水文二郎	大仁村郡永瀬市右衛門	宮門部知井山本秀太郎

波安井邇大全野那池全長安波全大邇野全志全中飯	根濃田摩田城賀田久濃積本國摩萱津見久和野石	全仁原多稻田戒三	能義郡和田米太郎
村郡村郡村郡村郡村郡村郡村郡村郡	村郡村郡村郡村郡村郡村郡村郡	村尾亭太郎森山白十郎	中村守丘事那賀郡增田齡造
小原鐵臣	下垣準之助	中村直三	矢島丈三郎
福田藤之助	中村直三郎	中村慶	中村守丘事那賀郡增田齡造
木田直三郎	中村慶	恒松隆慶	矢島丈三郎
多島榮三郎	木村榮三郎	多島榮三郎	中村守丘事那賀郡增田齡造
安井好尚	木村榮三郎	安井好尚	中村守丘事那賀郡增田齡造
鈴江泰藏	木村榮三郎	鈴江泰藏	中村守丘事那賀郡增田齡造
永井權十郎	木村榮三郎	永井權十郎	中村守丘事那賀郡增田齡造
下美淺全井全和全來全岡全敬全稻全波全長全黑那西邇	種濃利野木原崎川代佐濱川賀田摩	鹿足郡中田勝治佐田讓造	邑智郡高橋廣江
村郡村郡村郡村郡村郡村郡村郡村郡	村郡村郡村郡村郡村郡村郡村郡	鹿足郡中田勝治佐田讓造	左右田良人
齊川定祐	齊川定祐	鹿足郡中田勝治佐田讓造	二意
三浦岩太郎	三浦岩太郎	鹿足郡中田勝治佐田讓造	宮門部知井山本秀太郎
佐々田雅好	佐々田雅好	鹿足郡中田勝治佐田讓造	子字
牛尾太吉	牛尾太吉	鹿足郡中田勝治佐田讓造	村本鄉
横田逸太郎	横田逸太郎	鹿足郡中田勝治佐田讓造	新瀬義郡秦莊右衛門
野忠左衛門	野忠左衛門	鹿足郡中田勝治佐田讓造	大仁新瀬谷多村
重文	重文	鹿足郡中田勝治佐田讓造	富出雲久縫村
桂次	桂次	鹿足郡中田勝治佐田讓造	多脩義郡長岡豐太郎
役	役	鹿足郡中田勝治佐田讓造	宮門部知井山本秀太郎
七全中全中鹿奧全入全日全酒全小全渡全川邑模美	七全中全中鹿奧全入全日全酒全小全渡全川邑模美	鹿足郡中田勝治佐田讓造	富出雲久縫村
日市山川曾足山戶貫谷田本智月濃	日市山川曾足山戶貫谷田本智月濃	鹿足郡中田勝治佐田讓造	多脩義郡長岡豐太郎
村郡竹岸中田松原末太郎	村郡竹岸中田松原末太郎	鹿足郡中田勝治佐田讓造	宮門部知井山本秀太郎
内安二郎桑原孫次郎	内安二郎桑原孫次郎	鹿足郡中田勝治佐田讓造	富出雲久縫村
二郎雅助	二郎雅助	鹿足郡中田勝治佐田讓造	多脩義郡長岡豐太郎
二郎太	二郎太	鹿足郡中田勝治佐田讓造	宮門部知井山本秀太郎

美知都穩平周
田夫万地吉
村郡村郡村郡
近坪橫地恭造
全年八月二十日刻成
西周崎全福海
田吉井士
村郡村郡村郡
渡邊新太郎
鷗根縣藏版

(不販賣)

島根縣第四活版
博廣社印刷

終